

平成29年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成29年8月8日）

（午前9時54分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成29年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番酒井雅勝さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成29年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。

教育行政について報告を求めます。

森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） ー登壇ー

おはようございます。

市政報告を申し上げます。

外国語指導助手の新規招致について。

外国語指導助手の新規招致についてであります。ミラー三世ジョンワルトンさんが、本年8月5日の任用期間を満了をもって退任することから、後任の配置につきまして、北海道総合政策部国際局国際課へ、昨年より配置要望をしていたところ、5月2日付で幹旋通知があり、6月13日に青年本人から内諾手続などを経て決定し、7月24日に来日しておりますので、御報告いたします。

名前は、ウィルツカイルリーさん、国籍はアメリカ合衆国で、人口およそ4万2,000人の町イリノイ州モリーン市出身の男性であります。

1986年8月生まれの30歳で、2011年にアイオワ大学、2017年にウェスタンイリノイ大学院を卒業されています。大学では、数学、教育心理学を専攻、また、英語を母国語としない人々に英語を教える資格であるTESOLも有しています。

また、日本語能力は独学で2年間勉強され、日本語習得にも意欲を持っております。

契約期間は、本年7月24日から来年7月23日までの1年間で、勤務体制は前任者とほぼ同様の歌志内中学校に週3回、歌志内小学校に週2回、そのほか幼稚園へ派遣することとしております。

なお、市民への周知につきましては、広報うたしないを通して周知することとしております。

以上で報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、市政報告を終わります。

議 案 第 2 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 議案第28号平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

おはようございます。

議案第28号の一般会計補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第28号平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,821万6,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金寄附金30万円の増額補正は、滝川西高等学校への第99回全国高等学校野球選手権大会出場に対する助成金であります。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費971万円の増額補正は、本町90番地及び93番地上に所在する所有者不明の特定空き家等について、空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づく略式代執行により建物を解体除却する経費であります。

15款1項1目とも予備費1万円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第28号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めましての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君）　本議案の議決を前提として、3件ほど伺いたいと思います。

まず、1件目ですが、解体に要する工事費971万円の積算の根拠を示していただきたいと思います。

2件目は、工事の発注をいつごろになるのか、また解体の工期の日数というか日程をどのぐらいの日数としているのか伺っておきたいと思います。

3件目、発注より工事完了までの期間が何日ぐらい必要とするのか、その点を伺っておきたいと思います。

以上、3件です。

○議長（川野敏夫君）　柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君）　まず、1点目の工事の積算でございます。

971万円とした根拠でございますが、この工事につきましては道道と市道に面しております。解体につきましては、3階建ての木造ということでございますので、当然飛散防止の足場

等が要るわけでございまして、西出さん側の側面につきましては、枠組みの足場、それ以外については単管の足場で考えておりまして、これが200万円弱ということになります。

したがって、ほかの分別収集解体処分費等を含めまして、消費税を計上しまして971万円というふうになっておるところでございます。

工期でございますが、発注時期につきましては、この補正予算が可決になりましたら、いち早く準備をいたしまして、お盆明けの8月21日に入札を予定しております。

工事の期間でございますが、入札後に道路を全面的に使用するものでございますから、道路使用というものを警察に届け出をしなければなりません。そのためには、こういった施工方法で道路を使うかということが業者がいろいろな考えを持って警察と協議します。

また、騒音、振動の問題もございますので、日曜日に行わないようなことも考慮しますと、大体3カ月ほどの工期を見ております。その中で、当然工事は先に終わりますが、その後、写真整理、伝票等の整理、当然産業廃棄物でございますので、そういった伝票の整理もかなりかかりますので、そういった部分も加味して11月の中旬ぐらいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ある意味では、ほとんど産廃なんですけれども、これ産廃の排出する場合、工事の積算をする場合ですね、例えば坪単価でやるのか、重量をはかってみないとわかりませんね、幾らになるか。この積算というのが、大体どのようなたぐいで計算されるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 当然積算に当たりましては、内部を調査してということになります。

通常一般の住宅であれば、ほとんどが木造でございますから、鉄類、その他木類、そういったものを分けて積算しております。当然今回の工事につきましても、コンクリート類、がれき類、木材類、ボード類、廃プラスチック、金属類ということで、それらを分けて目視、あるいは現地に行ってスケールを当たりまして、ある程度のボリュームをつかんでおります。そういったことで積算しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 今月に入り、本町旧店舗建物解体除去工事を実施して、解体除去を行っていますが、この解体場所の利活用を行うことを目的に譲渡を受け、解体するものと説明を受けてきました。

今回の特定空き家解体において同様に、解体場所の利活用を行う前提とした土地の取得に関して、何かお考えはあるのかお伺いいたします。

もう1点、本町旧店舗解体除去に加え、今回の特定空き家の解体をもって保育所近隣や、特に沿線上における解体に急を要するようなものが、ほとんどなくなったかと思われます。他の市町村や国の動向などを見ましても、空き家対策は解体か利活用、特に定住、移住対策に力を入れており、当市の今後の空き家対策も転換期を迎え解体を中心とするものから変えていく必要があると思います。

来年度以降の体制も踏まえ、市長としての政策的なお考えがあるか、お聞かせ願います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 現在取り壊しを進めております旧スーパー石川につきましては、土地を譲渡ということで進めてきました。

今回の旧空建さんのこの建物でございますが、その土地の取得ということでございますが、土地の取得を目指す場合には、現在機能していない登記上の清算人の開示を行う必要があるのかなと思います。

今回この清算人については、平成28年の2月に商業法人登録の閉鎖に関して、特に手続をすることなく登記記録が閉鎖となっております。このことから、不動産登記上は清算人の記述があるものの実態は清算することを放棄しているということでございます。

会社法の規定によると、清算人としての責任も放棄されているものと思われまます。このため、解体後に土地を取得するためには利害関係者が地方裁判所に対して特別清算人制度の申し立てを行いまして、土地を国庫返納するなどの手続を行わなければなりません。特定空き家の略式代執行を理由に地方自治体が利害関係者になった事例はこれまでにない状況でございます。

土地の無償譲渡はもとより、購入に関しても困難な事例になることが推察されますが、今後のまちづくりにおいて検討をさせていただきたいと思えます。

なお、解体除却の対価として、土地の取得を求めるといふ声もありますけれども、今回の除却に関しては、昨年の7月3日煙突が倒れて車両破損事故を起こしていることや、通学路にもなっておりますので、長い間道道の歩道も通行どめになっているということなどから、市民の安全、財産を守るためにも解体のほうを最優先ということでないかというふうを考えております。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 土地の取得ということに関しては、かなり難しいものがあるのかなと。今回に関しては、市民の安心安全を最優先したということで理解いたしました。

○議長（川野敏夫君） 酒井議員に申し上げますけれども、村上市長の見解は伺わなくてもよろしいですか。

○2番（酒井雅勝君） お願いします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 空き家対策につきましては、歌志内もいろいろ知恵を絞っているところでございますが、基本的には利用できるもの、あるいはそうでないものという二つに分けて考えなければならないと思えます。

利用できないものについては、それぞれの責任において解体除却を行っていただくということが原則になるかなと思えます。

現在、そういう家屋については、それぞれが対応してござっておりますが、その後の土地については、皆さん市のほうへ寄贈をいただいているというケースが非常に多くなってきてござりまして、市もその土地を今後有効に活用していきたいというふうにいるところでございます。

また、利用できる家屋につきましては、市の方へ登録をいただいて斡旋をするということも、今、事業として進めてござりますが、現実的には、なかなか御家族の皆さんが相続を拒否する事例、あるいはそのまま放置するといひますか、個人的に売買するケースも多くござりまして、ほとんどがそういうケースで空き家が解消されているというのが実態でございますが、現実には何軒か、これはという家屋もござりますが、すぐには相続税、あるいはその後の固定資産

税等々の問題もありまして、引き取らないと言いますか、そういうケースもございまして、ケースバイケースで現実的には対応しているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 沿線上、もしくは本町地区等では危険な空き家というのはかなりなくなったかと思われまして。今後、空き家等に関しては、その解体ということよりも定住、移住に関してのほうで進めていくほうが、いろいろと先々いいことがあるのかなと思います。そういった方向でもいろいろ検討いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 答弁はよろしいですか。

○2番（酒井雅勝君） はい、結構です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

この件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、平成29年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前10時16分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 酒 井 雅 勝

署名議員 谷 秀 紀